

機能③

地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

取組

世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを確保・整備し、世代間交流の促進、地域活動の活性化を支援します。また、市民や地域と支援機関とをつなぐ場としても活用に取り組めます。

実施体制

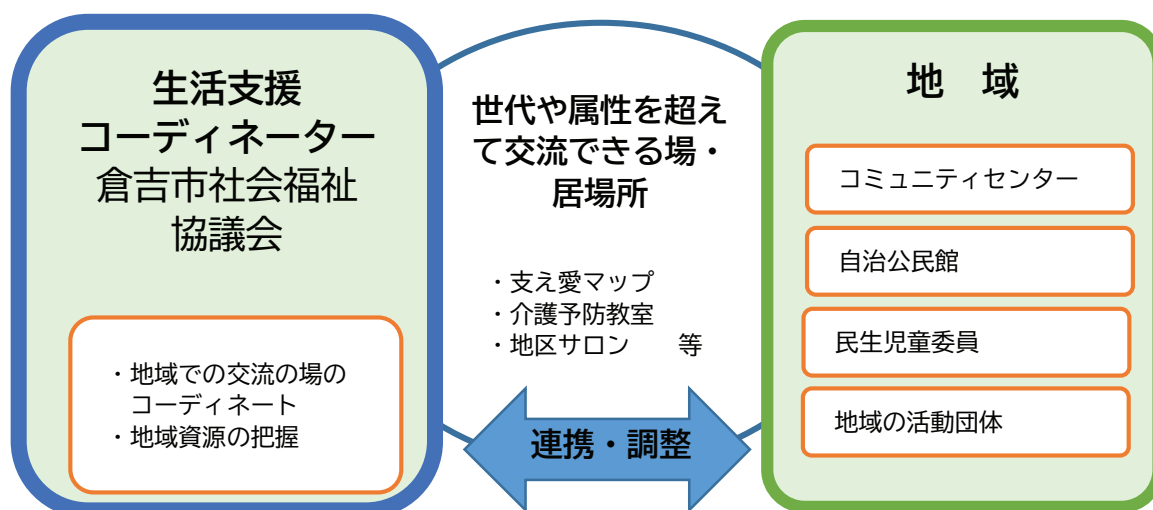
市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが、各地域において、交流できる場の確保・整備に取り組めます。また、地域課題の把握や課題解決のための協議などを行います。

また、高齢者や障がいのある方、子育て世代を対象に、介護予防教室をはじめとした各分野の、日中活動の場の提供を行います。

地域で支え合う体制づくりのため、自治公民館単位での「支え愛マップ」づくりを推進します。

<事業>

- 高齢者 : 生活支援体制整備事業
- 高齢者 : 介護予防教室事業
- 障がい者 : 地域活動支援センター事業
- 子育て : 子育て支援事業
- その他 : 地域支え愛活動支援事業



皆様からのご支援で、

多くの活動に取り組むことができました



1 関金地区 地元スーパー閉店に対する取組

住民が中心となって行う買い物支援の取組に参加。

鳥取大学の学生にも協力してもらって、PR活動も行いました。

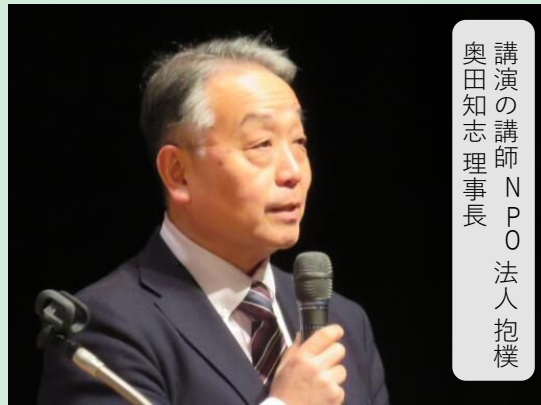
関金地区以外にも、市内13地区それぞれの課題の解決に住民の方々と協力しながら取り組みます。



2 倉吉市社会福祉大会 4年ぶり開催 市民と孤独・孤立について考える

「倉吉をよりよくしたい」と考える多くの人々が一堂に会しました。

講師の奥田さんより、生きる希望を失った人に対して「あなたに生きてほしい」という他者の存在が重要であり、「助けて」と言えるまちづくりの大切さをお話いただきました。参加者は、自分たちの活動がいかに大切に意義あるものか改めて実感し、誇りをもって活動する原動力になりました。



講演の講師 NPO 法人抱樸 奥田知志 理事長

協賛企業 13社
ご支援ありがとうございました

3 鳥取県中部地震への恩返し 被災地支援活動

能登半島地震の被災地へ、職員2名が災害ボランティアセンターの運営支援に参加。

「困ったときはおたがいさま」をまさに体現しています。

平成28年 鳥取県中部地震の際も、県内外から多くの社協職員が応援に駆けつけてくださいました。

これが、社協が持つ、全国ネットワークの力と言えます。



みんなの思い被災地に届け ネットクーラー製作中

ボランティア、中高生、企業のみなさまにご協力いただき、手ぬぐい ネットクーラーを水害の被害に遭われた和歌山県海南市・山口県美祢市にお届けしました。「被災地のために何かしたい」という思いを形にできることが社協の強みです。



この取り組みが 新聞・テレビで紹介されました

4

倉吉流「助け合いの仕組み」 倉吉くらしの応援団

広がる助け合いの輪



皆様からのご支援で
必要なものが 必要な方のところへ



生活に
お困りの方

令和5年度支援実績
・食料品提供 226件
・生活用品提供 24件

5

コロナ特例貸付 借受人への フォローアップ

コロナ禍での特例貸付に対する本格的な償還が始まり、借受世帯の生活再建を図るフォローアップ支援が始まりました。丁寧にお話を聞き、時には専門機関と協力しながら相談者に寄り添った支援を行いました。



この取り組みが
全国社会福祉協議会で
取り上げられました

6

関金支所 デイサービス ～笑顔に出会う場所～

【大好評!夢をかなえようプロジェクト】

ご利用者様の「やりたい!」「行きたい!」「食べたい!」などのリクエストにお応えすることで、一人ひとりが豊かに在宅生活を送れるように支えています。

お花を
植えたい!



お菓子を
作りたい!



お出かけ
したい!



住民と専門機関との連携、全国ネットワークを活かした被災地支援、支援を必要とする人と地域のために何かしたい人をつなぐなど、社会福祉協議会の強みは「つながり」にあります。

今回報告した活動は、倉吉市社会福祉協議会の活動の一部をピックアップしたものです。

詳しい活動の内容や決算の報告は右のQRコードからご覧いただけます。
(ホームページに移動します)





令和3年7月豪雨 市内



平成28年10月
鳥取県中部地震

第62回

倉吉市社会福祉大会



とき 令和6年 **8月29日** (木) 13:00~16:00

ところ **エースパック未来中心 大ホール** 入場無料

講演 「地域を支えるのは **誰** か？」

～能登半島地震から学ぶ～

日野町を拠点に被災前～後の「地域のつながり」活動に取り組む。

大規模災害時には被災地支援にあたり、鳥取県中部地震は長期間、能登半島地震では初期から支援に赴く。

災害への備えとして、日頃の支え合い・つながりの大切さを説く。

講師

日野ボランティア・ネットワーク

代表 **山下 弘彦 氏**

パネル
ディスカッション

テーマ

「“日頃”のつながりが

“**もしも**”のつながり」

主催：倉吉市社会福祉協議会 共催：倉吉市共同募金委員会

【大会事務局】倉吉市社会福祉協議会（倉吉市福吉町1400） 電話：0858-22-5248

大会日程

12:10	受付開始
13:00 (20分)	1 開 会 <ul style="list-style-type: none">・社会福祉関係物故者に対する黙祷・主催者あいさつ 大会長 倉吉市社会福祉協議会長 名誉大会長 倉吉市長・来賓祝辞 倉吉市議会議長・来賓紹介 鳥取県議会議員、鳥取県社会福祉協議会長 倉吉市教育長、倉吉市健康福祉部長 倉吉市議会議員・祝電披露
13:20 (30分)	2 表 彰 <ul style="list-style-type: none">・倉吉市社会福祉協議会長 表彰・感謝・褒賞・倉吉市共同募金委員会会長 表彰
13:50 (10分)	3 休 憩
14:00 (50分)	4 講 演 演 題『地域を支えるのは誰か？ ～能登半島地震から学ぶ～』 講 師 山 下 弘 彦 さん (日野ボランティア・ネットワーク代表)
14:50 (10分)	5 休 憩
15:00 (60分)	6 パネルディスカッション テーマ「“日頃”のつながりが “もしも”のつながり」 ・発表者 大谷自治公民館館長 川 口 誠 さん 倉吉市社会福祉協議会第2層生活支援コーディネーター 朝 倉 裕 美 ・コーディネーター 日野ボランティア・ネットワーク代表 山 下 弘 彦 さん
16:00	7 閉 会

2階 ロビー【12時30分～16時00分】

・「鳥取県中部地震を振り返る」パネル展示

コロナ特例貸付の借受人への フォローアップ支援事例集

～ 社協のソーシャルワーク機能を発揮した実践事例 ～



はじめに



令和5年1月からコロナ特例貸付の償還が始まり、借受世帯の生活再建を図るフォローアップ支援については、償還免除や償還猶予となった世帯、償還が困難で滞納している世帯、未応答の世帯など、個々の状況に応じた支援が求められています。

また、コロナ特例貸付の借受世帯を含む生活困窮者が抱える生活の困りごとへの支援は、社協の本来的な役割であり、フォローアップ支援への積極的な関わりが欠かせません。

そこで、本事例集では、全国の社協におけるさらなるフォローアップ支援や借受人を含む生活困窮者支援の推進に向けて、多くの債権数を抱えながらもそれぞれの地域特性に応じて、社協が培ってきた「現場力」であるソーシャルワーク機能を発揮している取り組みを紹介し

ます。

本事例集を通じて、社協の強みを活かした積極的な取り組みが全国で展開されることを祈念いたします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地 域 福 祉 推 進 委 員 会

目 次

特例貸付の借受人を含む生活困窮者への支援における 社会福祉協議会の役割	3	事例⑬ 大阪府・堺市社会福祉協議会	30
事例集の全体像	4	事例⑭ 兵庫県・稲美町社会福祉協議会	32
事例① 北海道・石狩市社会福祉協議会	6	事例⑮ 鳥取県・倉吉市社会福祉協議会	34
事例② 岩手県・宮古市社会福祉協議会	8	事例⑯ 高知県・高知市社会福祉協議会	36
事例③ 宮城県・仙台市社会福祉協議会	10	事例⑰ 福岡県・福智町社会福祉協議会	38
事例④ 茨城県・水戸市社会福祉協議会	12	事例⑱ 長崎県・佐世保市社会福祉協議会	40
事例⑤ 群馬県・前橋市社会福祉協議会	14	事例⑲ 鹿児島県・鹿屋市社会福祉協議会	42
事例⑥ 東京都・北区社会福祉協議会	16	事例⑳ 青森県社会福祉協議会	44
事例⑦ 東京都・新宿区社会福祉協議会	18	事例㉑ 静岡県社会福祉協議会	46
事例⑧ 神奈川県・川崎市社会福祉協議会	20	事例㉒ 滋賀県社会福祉協議会	48
事例⑨ 長野県・東御市社会福祉協議会	22	事例㉓ 兵庫県社会福祉協議会	50
事例⑩ 福井県・美浜町社会福祉協議会	24	事例㉔ 岡山県社会福祉協議会	52
事例⑪ 岐阜県・可児市社会福祉協議会	26	事例㉕ 鹿児島県社会福祉協議会	54
事例⑫ 和歌山県・和歌山市社会福祉協議会	28	【参考資料】	57

借受人への積極的な関わりにより見えた課題と取り組み

鳥取県・倉吉市社会福祉協議会

キーワード



貸付業務から世帯に寄り添った支援へ

令和2年3月から始まったコロナ特例貸付においては、迅速に貸付業務を進めることが優先され、相談支援が十分に機能しておらず、一人ひとりに必要な支援をつなげることができていませんでした。

コロナ特例貸付の借受人の中には申請時以来連絡をとっていない方が多数あり、現在の生活状況を把握できておらず、継続的な支援につながっていない現状がありました。

倉吉市社会福祉協議会（以下、市社協）では、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長 事務連絡）を踏まえ、フォローアップ支援を実施するにあたり、これから長期間にわたって関係が続く可能性のある借受世帯へ慎重かつ適切な対応が必要になると感じました。

そのため、市社協では、この貸付を受けられた方に寄り添いながら、生活の困りごとの相談に乗る立場としての関わりが必要であると考えました。

積極的なアプローチと丁寧な聞き取りによる課題整理と個別支援

市社協では、フォローアップ支援を行ううえで優先的に対応すべき借受人を、令和5年1月から返済が開始となっている緊急小口資金の借受人とし、当時の申請書の記録を確認しながら、全員に電話・SMSで連絡をとり、必要に応じて訪問や面談を行うこととしました。対応のポイントとして、

- ① 鳥取県社会福祉協議会（以下、県社協）から借受人に直接送付されている特例貸付に関する償還・免除・猶予についての情報をわかりやすく伝えて、必要な申請につなげる
- ② 相談先を明示し、「気軽にいつでも相談してください」とひと言添えて今後の継続支援の糸口とすること
- ③ 申請時の記録および電話での対応等から、困窮が予測される場合は積極的に状況を確認し、自立相

談支援機関担当者等と連携し必要な支援へつなぐ

こと

以上の内容を共有し、取り組みました。
令和5年9月末までに対応した件数は351件（電話296件、来所25件、訪問30件）で、そのうち、35%にあたる122件は連絡がとれなかったり、所在不明であったりする方でした。そうした方は生活状況が把握できないため、生活に困っていても必要な支援につながらないことが懸念されます。

また、連絡がとれた方の中には、県社協から届いた書類を読んでいなかったり、内容の意味を十分に理解できずにそのままにしていたりする方もおり、電話での説明だけでなく、面談による説明や書類作成の支援など、市社協として、きめ細やかな対応が必要だと感じました。

アプローチを重ねるなかで、多くの方から、経済状況がコロナ前と同じようには戻っておらず、苦しい状況が継続しているという声があり、新たな貸付の相談を受けることもあります。貸付はできず、相談員としてジレンマを感じる時もあります。

このなかで生活保護制度につないだケースが3件、自立相談支援機関につないだケースが9件あり、市社協としての独自の食料支援が延べ25件、リユース事業による制服の提供や就職活動に必要なスーツの貸出等も行いました。また、債務整理の相談のために法テラスを紹介したケースも2件ありました。

その他、免除申請に必要な条件の再確認や、税務署へ確定申告の修正申告を行うことで、償還免除の対象になる方があるなど、丁寧な聞き取りと制度の活用が必要と思われる方も見受けられました。

借受人の38%を占める免除決定者のなかには、何とか生活を維持しているものの短期の仕事の繰り返しで収入が不安定な非正規雇用労働者や、高齢の親とひきこもりの子の世帯、生活費の不足分をカードローンで補う困窮者、ひとり親家庭などが含まれており、いつ生活保護に移行するかわからない生活の不安定さがうかがえます。

借受人の30%を占める個人事業主では、コロナの影響で外出を控える消費者の生活スタイルの変化で収入

基本情報

●地域の情報（鳥取県・倉吉市） 令和5年11月現在
人口：44,243人 世帯数：20,508世帯
面積：272.1km² 高齢化率：35.0% 生活保護率：13.1%

●生活困窮者自立支援事業の実施体制

自立相談支援事業：市社協 家計改善支援事業：市社協
就労準備支援事業：NPO法人 一時生活支援事業：未実施
子どもの学習・生活支援事業：その他法人

●コロナ特例貸付債権数

951件

●社協の生活福祉資金貸付事業職員体制

3名（正規職員2名（兼務）、非正規職員1名）



借受人の自宅への訪問によるアウトリーチ

が伸びないうえに、返済も厳しいとの回答が多数ありました。

こうした状況を踏まえ、市社協では令和5年9月から、コロナ特例貸付フォローアップ事業の担当者と自立相談支援機関担当者が連携・協働しながら、個別の対応方法について検討し、必要に応じて同行訪問や他の関係機関につなぐなど、一緒になって世帯の支援を行っています。

また、連絡がつかない方や滞納が始まっている方を優先にして、アウトリーチを行い、生活状況の把握に努めるようにしています。

》 支援において感じている課題と今後の展望

借受人へ電話や訪問などのアプローチを行うなかで、コロナ特例貸付の相談に来られた世帯の多くは、以前か

ら生活に困りごとを抱えている世帯が多いことがわかりました。それまでは、ぎりぎりのところで踏ん張って生活してこられたのに、コロナ禍で生活が立ち行かなくなったことが聞き取りから見えてきました。

また、そのような世帯では、社会的に孤立し、複合的な課題を抱えているにもかかわらず、「どこに相談すればよいかわからない」「相談したくない」といった方もおられ、多機関・多職種を巻き込んだ支援が必要だと感じています。連絡してもつながらず、所在もわからない方たちへのアプローチ方法とあわせて、検討が必要だと感じています。

市社協では、生活困窮者自立支援事業や重層的支援体制整備事業の多機関協働事業、成年後見の権利擁護事業などを行うなかでさまざまな相談を受けています。この総合相談窓口としての強みを活かした幅広い相談支援を行うとともに、地域で孤独・孤立しがちな方には、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや地域住民と連携・協働しながら、必要な支援を進めていきたいと考えています。

今後は、SNSの活用や相談を受ける場所・時間帯など、相談する方が相談しやすい環境づくりを検討するとともに、支援につながらない人たちを早期に発見し、必要な支援につなぐことに注力していきたいと考えています。

